

保釈保証制度に関する提言

2011年（平成23年）1月20日

日本弁護士連合会

第1 提言の趣旨

「人質司法」と評される保釈の運用を改善するため、保釈保証制度を創設し、その活用を図るべきである。

第2 提言の理由

- 1 国際人権（自由権）規約第9条第3項は、「裁判に付される者を抑留することが原則であってはならぬ」と定め、端的に身体不拘束の原則を明らかにしている。

同項は、この原則に基づき「釈放に当たっては、裁判その他の司法上の手続のすべての段階における出頭及び必要な場合における判決の執行のための出頭が保証されることを条件とすることができる。」とし、このような出頭確保以外の理由で身体拘束を正当化できるものとしていない。「人質司法」の打破はこのような身体不拘束の原則に基づくもので、刑事司法改革における大きなテーマの一つである。

当連合会は、「人質司法」の打破を取調べの可視化と並ぶ重点課題と位置づけ、裁判員制度が実施される2009年までに保釈の制度と運用を改革することを目標として、活動を展開してきた。2006年3月には、「『人質』司法を打破しよう - 保釈制度の改革を目指して - 」をテーマに、第9回国選弁護シンポジウムのプレシンポジウムを開催し、「国選事件も含め、保釈請求を励行し、保釈請求却下に対しては、準抗告、抗告をしよう」などを内容とするアピールを採択し、同年6月には、「保釈・勾留改革等非拘禁化に関するワーキンググループ」を設置した。2007年2月には、日弁連刑事弁護センター編で「保釈・勾留ハンドブック」を発行し、同年9月には、当連合会としての勾留・保釈に特化した初の意見書である「勾留・保釈制度改革に関する意見書」及び「勾留・保釈制度改革に関する緊急提言」を公表した。2008年1月には、韓国及び台湾に当連合会調査団を派遣し、保釈・勾留と取調べの可視化に焦点を絞った調査を行い、2009年7月には、「出頭等確保措置導入についての提言」を公表し、未決勾留に代わる代替処分制度の導入を提言した。

- 2 このような連続的な取組によって、運用面では一定の成果を上げてきたもの

の、「人質司法」の打破というにはほど遠い現状にある。制度自体の改革面では、2006年7月、法務大臣が法制審議会に対して「保釈の在り方など」や「未決勾留の代替制度」を含む被収容人員の適正化に関する諮問をなし、同審議会は、「被収容者人員適正化方策に関する部会」を設置して審議が行われてきたものの、保釈については何らの成果もないまま、審議を終了している。相次ぐ冤罪事件の発覚にもかかわらず、保釈・勾留制度改革への展望はいまだ拓けていない。

制度改革により、抜本的な改革を図らなければならないのはもとよりであるが、運用面において見逃せないのが、おおむね私選事件の10分の1程度で推移してきた国選弁護事件での保釈率である。

2009年において、地方裁判所における国選弁護人選任率は戦後最高の80.1%に達したが、同年の地裁での私選弁護事件での保釈率が51.4%であるのに対し、国選弁護事件における保釈率は9%に過ぎない。

このような格差の原因は、保釈金が高額化したままの現状の下で、被告人らにおいて保釈保証金を用意できず、保釈請求を断念せざるを得ないことにある。その結果、被告人の多くは執行猶予の判決が望めるにもかかわらず、身体拘束を受け続け、判決によって、ようやく身体を回復しているのが実情である。

- 3 他方、韓国においては、1987年、大法院（最高裁判所）の指導の下、保釈保証保険制度が創設され、保釈の多くについては、裁判所が保証書の提出をもって代えることを認め、現金を納付することなく、保釈保証保険付きの保証書を提出することにより、保釈がなされている。その保険料は、当初は保釈保証金額の1%であったが、事故率（逃亡による保釈保証金没取率）等を勘案した見直しが逐次なされており、現状では保険料が0.48%まで低下しており、現金納付によることなく出頭等の確保が可能なが実証されている。

また、韓国では、この保釈保証保険制度の導入が身体不拘束捜査の原則の実効化に貢献し、「人質司法」は既に過去のものとなったと評されている。

- 4 この韓国での保釈保証保険制度については、当連合会が2008年1月に行った韓国及び台湾での保釈・勾留と取調べの可視化に関する海外調査を契機に、注目されることとなり、2009年7月、日弁連法務研究財団の協力の下、同財団に、日弁連刑事弁護センター及び保釈・勾留改革等非拘禁化に関するワーキンググループの委員、保険制度の研究者、刑事法学者及び損害保険会社の実務家等をも研究員として、保釈保証保険研究会が発足した。

保釈保証保険研究会は、韓国における保釈保証保険制度の運用実態の現地調

査を行うとともに13回にわたって研究会を開催し、この度、「保釈保証制度に関する研究報告書」をとりまとめ、韓国での保釈保証保険制度について詳細な報告をするとともに、これを踏まえ、次の内容を骨子とする、わが国に相応しい保釈保証制度を創設すべきことを提言した。

全国弁護士協同組合連合会（またはこれと同種の団体。以下「保証機関」という。）は、裁判所が刑事訴訟法第94条第3項に基づき「被告人以外の者の差し出した保証書を以て保証金に代えること」を許した場合に、保証書を発行するものとする。

前項の保証書は、被告人の弁護人、親族その他の関係者（被告人は除くものとする。以下「保証委託者」という。）の申込みに基づき、保証委託者が保釈許可の条件として裁判所に対して負担することとなる主債務（保証金の納付）につき連帯して保証することを内容とするものとし、保証機関において相当な審査をなしたうえ、保証委託契約が成立した場合に、交付するものとする。

保証金額は、裁判所が定めた保釈保証金の額とするが、上限をおおむね金500万円程度とし、保証委託者は、保証機関に対し、保釈保証金のおおむね10%相当額を預託するものとする。

保証料率は、制度発足当初において、保証期間には連動せずおおむね保証金額の2%程度とし、その後においては、事故率、事業費等を勘案して、逐次見直すものとする。

保証機関は、裁判所が保釈保証金の没取決定をなした場合に、没取決定額を国に納付するものとする。

保証契約は、被告人に対する勾留の取消もしくは無罪・刑の執行猶予その他により勾留状の効力が消滅したとき等において、終了するものとし、審級毎に締結するものとする。

保証機関は、保証金額の一定割合につき、損害保険会社との間で、損害保険契約を締結し、事業の継続性・安定性を維持するものとする。

この保釈保証制度は、立法措置を採ることなく実現可能であり、その創設によって、「人質司法」と評されてきたわが国での保釈の運用が大幅に改善されることが期待される。また、同制度は、資力による格差がまかりとおってきた保釈での貧困を理由とする差別の解消に資するものである。

5 よって、当連合会は、同研究会報告書の趣旨を是とし、上記のとおり提言するものである。